

豊橋市立松葉小学校いじめ防止基本方針

いじめをしない させない 見逃さない (豊橋市の基本理念)

1 いじめの防止についての基本的な考え方

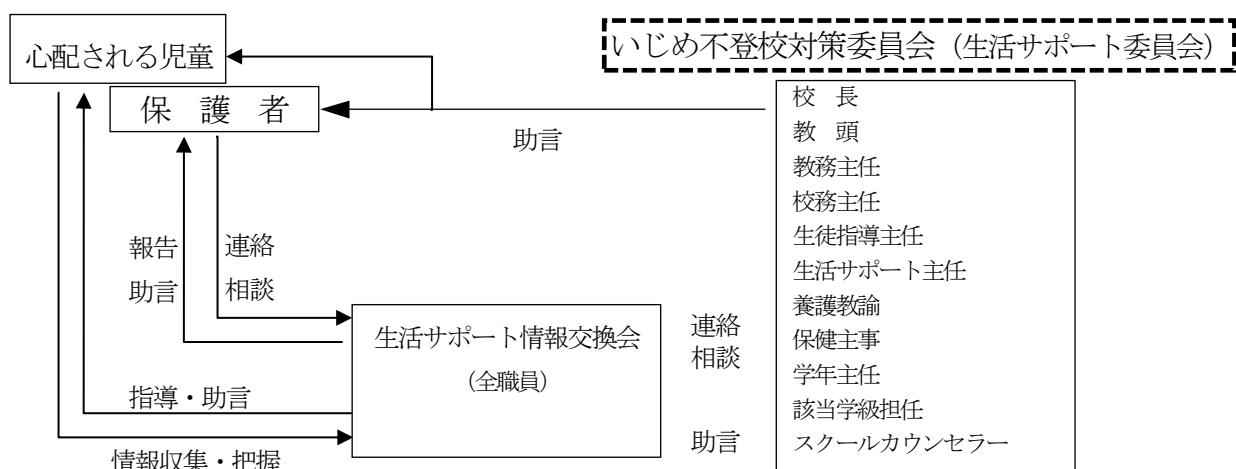
「いじめ」は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義され、令和6年8月の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂によって、示された重大事態に対する調査の基本的な進め方や留意事項を順守し、調査することが必要となった。いじめの特性として、また最近の傾向としてSNSなどのインターネット上やメール、といった電子媒体を通して行われるものも増えてきている。大人の目につきにくい場所や形で行われるものがあることや、いじめられた子ども自身が「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定すること等が挙げられる。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることを忘れてはならない。

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある許されない行為である。何より学校は、児童が仲間や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができる場でなくてはならない。そのため学校は、児童一人一人が大切にされているという実感を抱き、集団の一員としての自覚や自信がもてるよう、互いに認め合える人間関係づくりに努め、自己肯定感・自己有用感を育む学校づくりを推進しなければならない。

本校の校訓「明るく かしこく たくましく」の基盤は、児童が安心できる学校生活にある。「居場所づくり」と「絆づくり」を重視した学校づくりを進めることで、認め合える人間関係が育まれ、いじめの未然防止につながると考える。「いつも主役は私たち」を目指す子どもの姿として掲げ、個に寄り添った豊かな心を育てる指導を実践し、「いじめを許さない温かい集団づくり」を目指していく。

2 いじめ防止対策組織とその役割

本校においては、「いじめ不登校対策委員会」がいじめ防止対策組織としての中心的役割を担い、以下のメンバーで会を構成する。



(1) 定期的な情報交換

- 毎月1回「生活サポート情報交換会」において児童の情報交換を行い、気になる子の様子を全職員で共有する。また、特に問題となる児童については、緊急で「生活サポート小委員会」を開き、対応等を検討する。

(2) いじめへの対処

- いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがある情報を把握した場合は、生活サポート委員会に報告する。

員会や生活サポート小委員会、いじめ調査委員会やいじめ調査小委員会により、学校体制で迅速に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関との連携を図る。

- ・情報収集や事実確認を速やかに行うとともに、家庭訪問等により家庭との共通理解を図ったうえで、問題の解決を試みる。
- ・児童への対応は、複数名で行う。被害児童を全職員で守り通し、加害児童に対しては、教育的配慮のもとに毅然とした姿勢で対応にあたる。また、いじめが起きた集団に対しては、いじめを見過ごさない、いじめを生み出さないことの大切さを働きかけ、二度と繰り返すことのないよう指導する。
- ・問題が解消したと判断した場合でもその後の児童の様子を見守り、継続的な指導、支援を行う。

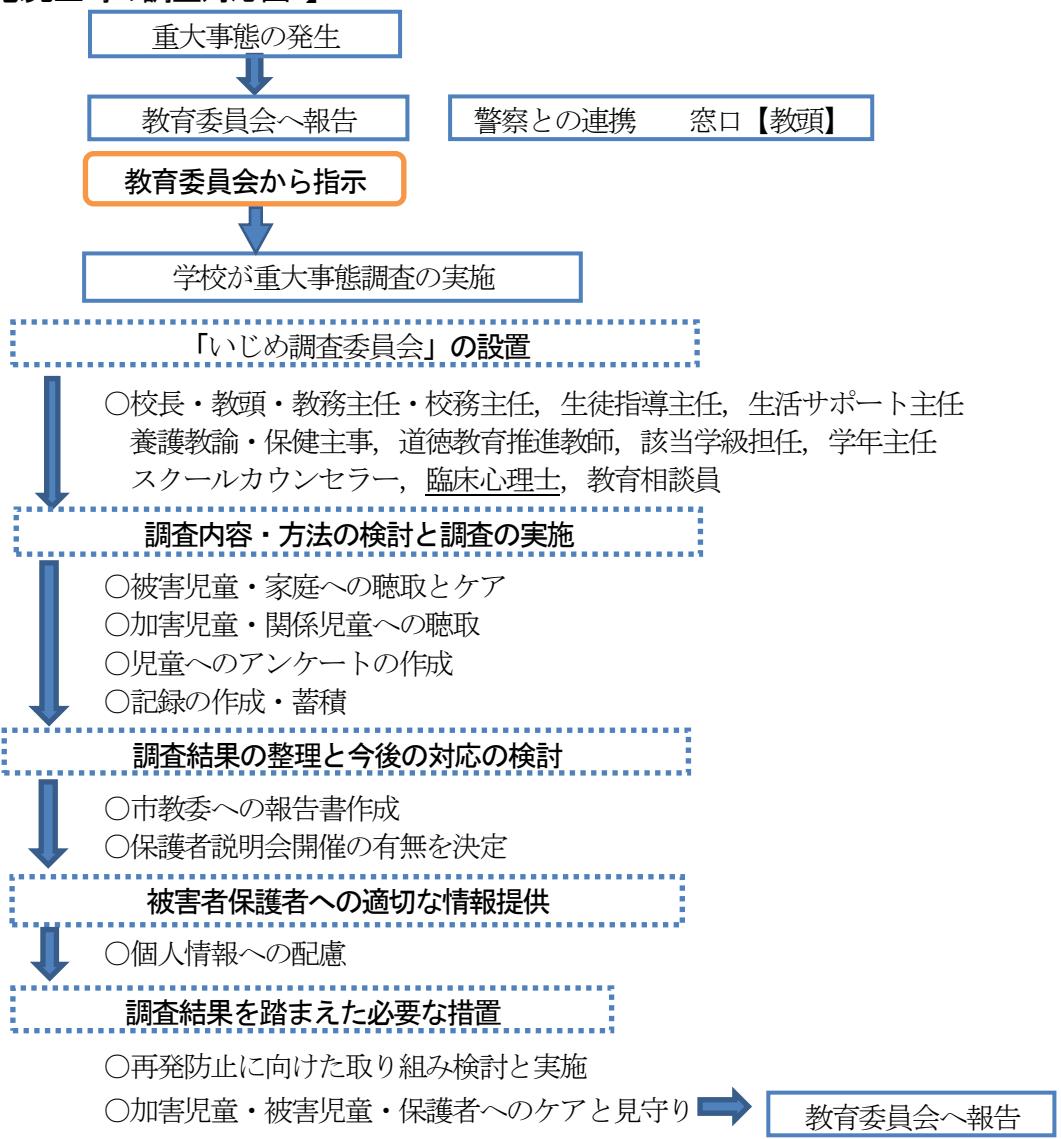
※ 「解消」の定義

- ① いじめに関する行為が止んでいること（期間として3か月を目安とする）
- ② 被害者（本人及びその保護者）が心身の苦痛を感じていないこと
- ・ネット上のいじめであった場合、必要に応じて市教委や警察署、法務局等との連携を図り、記載内容については削除要請を行う。

3 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は速やかに教育委員会に報告する。学校が事実に関する調査を実施する場合には、以下の【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。

【重大事態発生時の調査対応図】



4 いじめの防止等に関する方策

(1) いじめを生まない風土づくり

① 学級づくり

- ・児童どうしの関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していくための「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した学級づくりを進める。

② 授業づくり

- ・児童の努力を認め、達成感や成就感を育てることで、自己肯定感を高める授業づくりに努める。

③ 道徳教育・人権教育

- ・道徳教育・人権教育を充実させ、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童にもたせるとともに、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。

④ 情報モラル教育

- ・児童がネットの正しい使い方とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者とならないよう継続的に指導する。

⑤ 体験活動

- ・縦割り活動や地域とともにを行う活動等によって人との関わりをもち、他者理解の心を育てる。

⑥ 家庭との連携

- ・子どもの理解を深めるために、家庭との連絡を密にし、連携を図る。

(2) いじめの早期発見に向けた取り組み

- ・常時健康観察を行い、子どもの表情や声を通して子どもの健康状態を把握する。
- ・年3回のさわやかチェック（家庭生活チェック）を行い、子どもたちや家庭での変化に気づくようにする。
- ・生活アンケート及び教育相談をもとに、全児童との面談を行い、子どもの今を把握する。
- ・学年における情報交換を密にし、必要に応じて四役への報告・連絡・相談を行う。また四役会では、常に情報共有に努めるとともに、対応の必要性等を検討する。

(3) 教職員の共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校生活のアンケート（年10回：いじめの内容を含む）やアンケート後の教育相談を実施し結果を集約したうえで、対策等を検討するなど、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを必要に応じて実施し、教職員の生徒指導に対する力量向上に努める。
- ・性的指向や性自認で悩みを抱える児童にとって、教職員が正しい知識をもち、人権感覚を備え、教職員の存在が安心できる身近な大人となるように努め、日頃から児童が相談しやすい環境を整える。そして、性別に関わるからかいや心ない言動を見聞きしたときには、その言動を差別として認識し、迅速に指導する。

(4) 児童・保護者や地域に対する情報発信

- ・ホームページに「いじめ対策基本方針」を掲載するとともに、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。また、児童や保護者、関係機関などに対しては、年度初めにこれら的内容について説明する機会をもつ。

5 取り組みの検証と見直し

- ・児童、保護者、教職員に対する学校評価アンケートを実施して、いじめに関する取り組みの検証を行う。
- ・学校評議員に一日校長を依頼し、子どもの姿を参観してもらうことで生徒指導における問題などを洗い出し、必要に応じて学校体制の見直しを図る。

6 令和7年度 学校いじめ防止年間プログラム

月	未然防止の取り組み	いじめを生まない風土づくり	早期発見の取り組み	生活サポート委員会	保護者・地域との連携
4	・学級開き、学年開き ・保護者へ相談室やSCの周知	・縦割り班活動 ・1年生を迎える会	・学校生活アンケート	・「学校いじめ基本方針」の内容確認 ・情報交換会	
5		・縦割り班活動	・SCによる相談 ・学校生活アンケート	・現職研修 ・情報交換会	
6	・保健指導 (心と体の成長) ・児童集会	・縦割り班活動	・いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ・発育測定 ・教育相談 ・SCによる相談 ・学校生活アンケート	・情報交換会	・地域合同補導 ・学校新聞 ・ようこそ先輩（クラブ）
7		・縦割り班活動	・教育相談 ・SCによる相談	・情報交換会	・学校新聞 ・個別懇談会 ・地域合同補導
8					・地域合同補導 ・学校新聞
9	・児童集会	・縦割り班活動	・発育測定 ・SCによる相談 ・学校生活アンケート	・情報交換会	・地域合同補導
10	・児童集会 ・運動会	・縦割り班活動	・SCによる相談 ・学校生活アンケート	・情報交換会	・地域合同補導
11		・縦割り班活動	・SCによる相談 ・学校生活アンケート	・情報交換会	・地域合同補導 ・ようこそ先輩（クラブ）
12	・人権週間 ・赤い羽根募金活動 ・児童集会	・縦割り班活動	・学校生活アンケート ・教育相談 ・SCによる相談	・情報交換会 ・学校評価アンケート	・地域合同補導 ・個別懇談会
1	・児童集会	・縦割り班活動	・発育測定 ・SCによる相談 ・学校生活アンケート	・情報交換会	・地域合同補導
2	・児童集会 ・学習発表会	・縦割り班活動 ・感謝する会	・SCによる相談 ・学校生活アンケート	・情報交換会	・地域合同補導
3	・6年生を送る会		・学校生活アンケート	・情報交換会	・学校新聞
通年	・集会における校長講話 ・集会における生徒指導主任講話 ・道徳教育、体験活動の充実 ・わかる授業の充実	・縦割り班活動	・健康観察の実施 ・生活日記、作文 ・生徒指導部会の実施	・児童情報交換 ・サポート小委員会（随時） ・対応策の検討	・あいさつ運動